

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化等 (国税 18)(法人税:義) (地方税 15)(法人住民税:外、個人住民税:外、法人事業税:外、個人事業税:外)	
2	要望の内容	<p><海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化> 現行の海外投資家(非居住者及び外国法人)が受領する振替社債等(社債的受益権を含む。以下同じ。)の利子等に係る非課税制度の期限(平成 25 年 3 月 31 日)を撤廃し、恒久的な制度とすること。</p> <p><日本版レベニュー債の拡充> 海外投資家振替社債利子等非課税制度の対象となる、地方公共団体との間に完全支配関係がある内国法人が発行する債券のうち「利益連動債」に該当するもの(以下「日本版レベニュー債」という。)の発行を、東日本大震災の被災地の地方公共団体に限定せず、全国に拡大すること。</p>	
3	担当部局	金融庁総務企画局政策課総合政策室	
4	評価実施時期	平成 24 年 9 月	
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p><海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化> 平成 22 年度税制改正にて 3 年間の時限的措置として導入。</p> <p><日本版レベニュー債の拡充> 平成 24 年度税制改正にて海外投資家振替社債利子等非課税制度への上乗せ分として導入。</p>	
6	適用又は延長期間	恒久措置とする。	
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 海外投資家の我が国公社債市場への参加を促進し、我が国金融・資本市場の活性化や企業等の資金調達の円滑化を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 「日本再生戦略」(平成 24 年 7 月 31 日付閣議決定)94 頁中「2020 年までに実現すべき成果目標」のうち「アジア随一の先進的かつ安定的な市場 アジアを含む国内外の資金循環の中核(対外・対内証券投資、対外・対内直接投資の持続的な増大)」</p>
		② 政策体系における政策目的の位置付け	Ⅲ－2 市場機能の強化のための制度・環境整備
		③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 海外投資家の我が国公社債市場への参加。</p>

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》</p> <p>本措置の適用対象となる振替社債等の発行体数、銘柄数及び金額並びにこれらの振替社債等全体に占める比率</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》</p> <p>＜海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化＞</p> <p>我が国の社債市場の活発化という観点からは、厚みのある投資家層を形成し、セカンダリー市場での取引の増大、流動性の確保、価格形成機能の強化等が求められるところ、そのような投資家層の一翼を担うものとして、海外投資家を呼び込むことが必要である。そのためには、諸外国と同様に利子等非課税制度を恒久措置として整備することが手段として有効。</p> <p>＜日本版レベニュー債の拡充＞</p> <p>被災地以外の地方公共団体傘下の内国法人への拡大により、インフラ整備等の事業に関して、先進的な資金調達手法による市場からの調達も増加し、債券市場の活性化にも寄与する。</p>
8	有効性等	① 適用数等	<p>＜海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化＞</p> <p>平成24年6月30日現在で、337銘柄5,113億円及び新株予約権付社債8銘柄1457億円が適用対象となっている。</p> <p>＜日本版レベニュー債の拡充＞</p> <p>平成24年4月1日の施行から5ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。</p>
		② 減収額	—
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)</p> <p>＜海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化＞</p> <p>現行の時限的な利子等非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われているが、未だ恒久的なものではないことから、債券取引の活発化、流動性の増大、利率の形で示される各発行体のクレジットリスクに対する市場のプライシング機能の向上、及び資金調達に係る需給の安定といった効果を発現させるに足りる投資家層の厚みは未だ形成途上にある。</p> <p>＜日本版レベニュー債の拡充＞</p> <p>平成24年4月1日の施行から5ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成25年4月～平成28年3月)</p> <p>＜海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化＞</p> <p>現行の時限的な利子等非課税制度の下でも、振替社債等への海外投資家による投資が実際に行われている(平成24年6月30日現在で337銘柄5,113億円及び新株予約権付社債8銘柄1457億円)ことから、本制度が恒久化された暁には、最低でも同程度の投資は見込まれる上に、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して従前振替社債等への投資を全く行わなかった、又は消極的姿勢をとっていた海外投資家の積極的な参加も予想されるため、海外投資家による振替社債等のさらなる保有が期待される。</p>

			<p><日本版レベニュー債の拡充> 平成 24 年 4 月 1 日の施行から 5 ヶ月余りしか経過しておらず、発行の準備段階にあるものと考えられる。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月) <海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化> 本制度が恒久化されず延長にとどまった場合、期限切れ後の源泉徴収課税リスクを懸念して現在振替社債等への投資を全く行っていない、又は消極的姿勢をとっている海外投資家の参加は引き続き見込まれないため、海外投資家による振替社債等の保有は現状維持のまま頭打ちとなる。また、延長もなされない場合、本制度の適用期間内に発行された振替社債等の償還が進むにつれ、海外投資家による振替社債等の保有は段階的に減少することが予想される。</p> <p><日本版レベニュー債の拡充> 東日本大震災の被災地においては、未だ復興の計画策定段階にあるものと考えられるため、被災地以外の地方公共団体傘下の内国法人への拡大がなされない場合、日本版レベニュー債の発行の実施は大幅に遅れるものと予想される。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成 25 年 4 月～平成 28 年 3 月) いずれも税収減はないと見込まれる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p><海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化> 本制度がないと、海外投資家が我が国と居住国で二重に課税される可能性が生じ、海外投資家による投資が著しく減少するおそれがあることから、この二重課税を防止する海外投資家振替社債利子等非課税制度を恒久措置として整備することは妥当である。</p> <p><日本版レベニュー債の拡充> インフラ整備等の事業に係る資金調達については、事業の性質上期間が長期となる場合が多く、銀行借りに加えて、市場からの資金調達の道も広く開かれていることが望ましい。 そこで、地方自治体による財源調達手段の多様化に資するレベニュー債の活用を、被災自治体のみならず、全国自治体の傘下の内国法人にも拡充して認めることは妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>いずれも他の支援措置や義務付け等はない。</p>

	③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	—
10	有識者の見解	なし
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期	<海外投資家振替社債利子等非課税制度の恒久化> 平成 21 年 8 月 <日本版レベニュー債の拡充> 平成 23 年 8 月